

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

19 令和二年度分の自動車税の種別割に限り、第三十七条の規定の適用については、同条第一項中「納期限内」とあるのは「納期限内（第一号に掲げる種別割にあつては、令和二年七月三十一日まで）」と、同条第二項中「納期限後」とあるのは「納期限後（第一号に掲げる種別割にあつては、令和二年八月一日以後）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。